

周防大島町告示第70号

令和2年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年5月5日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 令和2年5月6日
  - 2 場 所 大島庁舎議場
- 

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
小田 貞利君	新山 玄雄君
久保 雅己君	尾元 武君
荒川 政義君	

---

○応招しなかった議員

中本 博明君

---

---

令和2年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年5月6日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年5月6日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第5 議案第2号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)
- 日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第5 議案第2号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)

- 日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）
- 日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）
- 日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）

---

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

---

欠席議員（1名）

11番 中本 博明君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	副町長 .....	岡村 春雄君
教育長 .....	西川 敏之君	病院事業管理者 .....	石原 得博君
総務部長 .....	大下 崇生君	産業建設部長 .....	中村 光宏君
健康福祉部長 .....	近藤 晃君	環境生活部長 .....	伊藤 和也君
統括総合支所長 .....	山本 勲君		
会計管理者兼会計課長 .....			重富 孝雄君

教育次長 …………… 永田 広幸君      病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君  
総務課長 …………… 中元 辰也君      財政課長 …………… 藤本 倫夫君  
税務課長 …………… 中村 晴彦君

---

午後 1 時 30 分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。（発言する者あり）じゃないんか。こんにちわか。失礼しました。

済いません。眼鏡が曇るんで、マスクをちょっととります。

皆様、休日開催にもかかわらず御参集をいただき、お疲れさまでございます。

ただいまから、令和 2 年第 1 回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。

中本議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

#### 日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 番、藤本浄孝議員、2 番、新田健介議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日 1 日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決しました。

---

#### 日程第 3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第 3、提案理由の説明に入ります。

町長より提案理由の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 皆さん、こんにちわ。本日は、専決処分の承認及び補正予算に関するものについて御審議をいただくため、令和 2 年第 1 回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたと

ころ、議員各位におかれましては、ゴールデンウィークの最中、そして休日にもかかわらず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、当初、臨時会の開催を5月14日に予定をいたしておりましたが、コロナウイルス感染症対策に一日でも早く対応するため、開催日を前倒しをいたしましたことに対しましても、御理解を賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、本日まで全ての都道府県に緊急事態宣言が発令され、町民の皆様方には不要不急の外出を控えていただくようお願いしておりましたが、国は5月4日、全都道府県への緊急事態宣言を5月31日まで延長すると発表をいたしました。

山口県におきましては、爆発的な感染拡大は抑止されている状況であります。本町においては、本日現在、感染者は発表されておられません。これは、町民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力、そして教育現場や医療・介護・福祉施設等の関係者の御努力、御尽力によるものだと思っております。

今後も引き続き、町民の皆様には、一人一人の行動が自分を守り、大切な人を守り、そして社会を守るということに繋がると、そういう御理解をいただきながら、誰もが感染するリスク、そして誰にでも感染させるリスクがあるということを意識して、常に緊張感を持った対応をとっていただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げる前に、このたびの補正予算につきましては、今までにない取り組みといたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を町が一丸となってワンチームで取り組むということを掲げ、副町長を中心にして新型コロナウイルス感染症緊急経済対策会議を立ち上げ、各課を通じて、商工会、観光協会等の町内の各種の団体からの御意見、御提言をいただき反映をさせていただいております。

また、議員各位におかれましても御意見、御提案をいただき、去る4月23日に開催いたしました地域活性化・害獣対策特別委員会におきまして、新型コロナウイルスに起因する活性化対策並びに観光客誘致対策についてを議題に御協議をいただいたところでございます。

今回は、いろいろ皆様に御意見と御提言をいただいた中で、早急に予算措置をすべきものについてお諮りするものでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症の収束状況と政府の動向を注視しながら、必要に応じて躊躇なく第3弾、第4弾の緊急経済対策を講じてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案をいたしております案件は、専決処分の承認を求めることについて5件、補正予算に関するもの2件の合わせて7件であります。

議案第1号は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る第1弾の補正予算として、特別定額給付金に要する経費を措置するため、令和2年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和2年度一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、国の全額補助金を活用した事業にあわせ、町の独自の支援事業を計上いたしました。国では、全町民に一律に特別定額給付金10万円を支給いたします。

町のほうでは、医療、介護、保育の現場で一番御苦勞されている方々や、長期にわたる学校の休業により大変な御負担を強いられている子育て世帯の方へ、そして魚価が急減している漁業者への支援、また、売り上げが大きく落ち込んでいる商工業者の方々への支援のための給付を中心に補正予算を計上いたしました。

そこで、既定の予算に1億4,289万1,000円を追加し、予算の総額を156億2,266万9,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和2年度病院事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正では、県より町立病院に入院患者の受け入れについて要請がありました。町といたしましても協力すべきものと考え、東和病院で対応することといたしましたことから関連の予算を計上いたしました。

そこで、業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第4号周防大島町税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号周防大島町税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関連し、地方税法等の一部を改正する法律等が4月30日の公布の日に施行されたことに伴いまして専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第6号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正につきましては、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が3月31日に公布されたことに伴い専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

以上、7議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは、提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国への広がりにより、政府は令和2年4月20日に令和2年度補正予算（第1号）の変更について閣議決定し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、全国全ての人々への給付金として特別定額給付金事業を実施することといたしました。

市区町村においては、この特別定額給付金を可能な限り迅速かつ的確に給付する趣旨から、直ちに実施組織を設置し事業の準備に着手するよう国からも求められており、本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策にかかる第1弾の補正予算として、これらに要する経費を早急に計上する必要が生じたところであります。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に15億8,477万8,000円を追加し、予算の総額を154億7,977万8,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、14款国庫支出金2項国庫補助金で特別定額給付金事業にかかる事務費と事業費の補助金として15億8,377万8,000円の新規計上と、18款繰入金1項基金繰入金として財政調整基金から100万円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費におきましては、特別定額給付金事業にかかる事務費等の必要経費や、住民1人当たり一律10万円を給付いたします負担金等、計15億8,477万8,000円を計上いたしております。

以上が令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 吉村です。

この10万円の支給についてのことなんですけども、けさも町民の方から問い合わせがありまして、このスケジュール、いつ書類が来て、いつこちらから申請して、いつ支給が行われるのかというところの流れを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） ただいま吉村議員から御質問いただいた件でございますが、まず、申請書の郵送につきましては、5月の11日ごろに発送の準備を進めております。

それで、支給の時期でございますが、ただいま5月下旬を目途に、いろいろシステムの改修とか、そういった部分で調整をしております。

それと、あと一点、オンラインの申請でございますが、本町におきましては、5月7日から申請のほう、受け付けを開始する予定としております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） あともう一点だけ。オンラインと郵送による申請があると思うんですが、どちらも支給の時期は同じになるという認識でよろしいのか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） オンラインの申請につきましても、支払いは、若干早くなろうかと思うんですが、ただ、国のほうにそのデータを登録いただいて、それをうちのほうが受ける側のほうの調整もちよっとありますんで、確認作業等をみますと、やはり下旬ないし、もう少し早い時期に給付ができるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 1点質問させていただきます。

その10万円の支給に関してですが、身分証明のコピーなど必要だと思うんですけども、郵送のものをいただいた場合に。そういったときに、御高齢の方々、若干の負担を強いるような状況になると思います。あるいは、どういうふうにとったらいいかわからない方もたくさんいらっしゃる



やると思うので、そのあたりのフォロー、説明などはどういうふうにされていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） ただいま新田議員さんから御質問がございました。写しの関係になるかと思えます。

ただいま、専決のほう28日で行いましたが、それからコピー機のリースのほうの調整をさせてもらって、現在、5月14日から各出張所、総合支所のほうにそれぞれコピー機1台を配置するように今、手配をしております。ですので、そこに職員を配置して、つけて説明するというのがちょっと難しいところもあるんですが、当然、各支所にも職員がおりますんで、御不明のことがあれば、その都度聞いていただければというふうには考えております。

あと、申請書の中に記載例とか、わかりやすいような工夫はさせていただいておりますけど、ちょっと高齢者の方難しいような場合もあるんで、そこはやはり職員に聞いていただくようになりかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。しっかりとその辺はサポートしてあげて、若干、密になるんじゃないかなという心配はあるんですけども、そのあたりもしっかりと、例えばコピー機の周りにも、もうしっかり線を引いとくとか、できる限りのことはさせていただいて。

説明の資料があったとしても、やはり難しい方からされると理解できないかもしれないので、その辺は丁寧にフォローのほうをよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 先ほどの質問に関連してになるのですが、オンラインの申請は5月7日から受け付け開始で、支給は大体同じぐらいになるということで、常識的に考えて、オンラインだったら書面申請より早くなるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、国で時間がかかるのか、町の段階で時間がかかるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

それと、今現在で山口県内13自治体が、既にオンラインを開始しております。周防大島町はまだ7日からということなんで、これは同じ手続であるのに何で周防大島町は遅いのかなと。残りの6自治体に入っているのか。その辺、何か理由があったのなら御説明お願いいたしたいと思えます。

それと、これも先ほどの質問に関連してなんですが、実際に書面をもって申請される方が、書面の書き方を含めて支所なり出張所へ行って、コピーをとって、そこでこうこうこういうところへ書いてという作業を、当然、問い合わせ対応が必要になってくると思いますが、その辺、コピー機には人は割けないというふうなことをおっしゃられたんですが、密への対策ということも

含めてやっぱりある程度の人員を割かないと、特に当初、5月11日に発送すれば12日に届いて、皆さん急いで申請書を出されるということが想定されるので、初期段階だけでもその辺の対策は何らかの対策を考えておかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、その辺の考え方について御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんから、2点御質問いただいております。

まず1点、オンライン申請の関係でございます。

県内では、やはり5月1日から受け付けというふうになっている市町村もございますし、まだ準備中というような表示をされている市もあるというのは認識をしております。これについては、要は5月1日から国のほうには申請はできる。そのデータをそれぞれの各市町がとりに行くというような格好になろうかと思えます。うちのほうのシステムの構築とかそういった準備のほうを考えると、やはり7日というふうに設定をさせていただいております。

ですので、支払いについては、先ほど吉村議員さんからも新田議員さんからもございましたように、現段階では若干早く支給のほうはできるものと考えておりますが、それもちよっといろいろと調整をさせていただければと思えます。

いずれにいたしましても、一日でも早く給付のほうができればなというふうに準備をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、コピー機の関係でございますが、本町におきましては、申請書にある程度の世帯主の氏名と世帯者の氏名等、郵送するときには全部書いております。ですので、表側は印鑑を押しってもらうだけにしております。裏側に、やはり田中議員さんが言われるように身分証明書とか、そういった通帳のコピーはどうしても必要になってきますので、一番、田中議員さんが心配されているように、高齢者の方々がそのコピーをちゃんととれるか、職員を配置すべきじゃないかということも確かに理解できますが、やはり人員についてはちょっと今から調整をさせてもらわないと、なかなかずっと配置をするというのは難しいんじゃないかというふうに考えています。

それとあと、一応、この申請の受け付けが8月13日までの受け付け期間というふうに設定をしておりますので、その辺の3カ月の期間というのもちよっと強目に周知をしていければなというふうに思っておりますので、できれば、ばらけた感じでいければなというふうに考えています。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、それは一日でも早く支給するべきですし、皆さん、それを求めていらっしゃると思いますから。

そのときに、私が心配するのは、例えば総合支所内で受付が混雑するということが起こっちゃいけないから、それをやっぱりやる前にちょっと考えとかんにゃいけんのんじゃないかというふう

に思います。その辺は、そのやり方次第でいろいろ工夫すればいいとは思いますが、ただ、どうしてもそこに自動的に密を避けるということはなかなか難しいと、案件が案件なだけに。やっぱりそこは、できる対策は今のうちから考えておくべきじゃないかなということで申し上げたんですが、ぜひ、まだ来週からのことになりますので、総合支所、出張所等とよく協議して対策を講じていただきたいと。決して、受け付けの段階で密集するようなことがないようによろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） お年寄りのフォローということでもありますけど、やっぱり一番その地域地域の実情に詳しいのは民生児童委員さんだろうと思うんです。ですから、民生委員さんとよく連携をとって、漏れなくスムーズに早くやっていただくようお願いしたいと思うんですが、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、新山議員さんのおっしゃられるとおりで、この書類が来てから全て自分で処理できるという方だけではなくて、やはり細かく小さな字でするのでなかなか読みづらいついとか、何か理解できないというような方も当然おるのではないかとすることは心配されます。

そこで、これは国のほうから、代理申請とか受給ができる者の範囲というのをいただいております。そして、それの中には、当然、世帯構成者の法定代理人とか親族その他ということになっておりますが、市区町村が特に認める者の一人として、単身世帯で寝たきりの方々や認知症の方々などのために民生委員さんというのがきちんと定められておりますので、この文書を受け取ったらすぐに、町の民生委員協議会の会長さんのほうにはお願いをしておきました。そして、協議会の会長さんは、11日に4地区ある民生委員協議会の会長会議をやるので、そのときに各地区の民生委員協議会の会長さんを通じて民生委員さんにこのことをお知らせをしたいというふうにおっしゃっていただきまして、民生委員さんからの協力も十分いただけるというふうに理解をいたしております。

言うなれば、やっぱり非常に個人情報固まりということでもありますんで、誰もかれもお手伝いすることはなかなか難しいのではないかとことからして、民生委員さんには大変御苦労かけますが、お願いをいたしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 先ほどから、密にならないようにという要望のほうはこちらの議員のほうからも上がってるわけですが、現時点で、密にならないための対策としてどういったことを考えていらっしゃるかなと思います。

というのが、やはり皆、気持ち的に急いでいらっしゃる、早くしないともらうのが遅れるとか

いう単純な発想と思うんですが、そういった中で、現時点ではどういったことを考えていらっしゃるのか、質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 尾元議員さんから、密にならないような対策はどういったことを考えておるかということなんですが、ちょっと先ほど言ったこととダブることもあろうかと思えます。

今回の申請にかかる手順なんですが、なるべくわかりやすいような記載例をうちのほうで作りまして、申請書と一緒に同封をさせていただいております。でも、ちょっと不明なところがある、どうしてもやっぱりコピー機というのが各家庭にございませんので、コピー機のほうは各出張所、総合支所のほうに設置をしようかと思えます。その設置場所についても、総合支所と調整をさせてもらって、なるべくちょっとカウンターから離れた場所のほうに、ロビーのほうに設置をできたらなというふうに考えております。現在、また来週でも、各総合支所長と調整をしながら、その辺の感染対策についても重々調整してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第2号

#### 日程第6. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）と日程第6、議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正は、第1弾の新型コロナウイルス感染症対策として専決処分とさせていただいた特別額給付金事業に続く第2弾の緊急支援対策事業にかかる予算計上であり、国の事業で6月議会定例会よりも前に実施しなければならないもの及び町が独自に緊急支援を行うために予算編成をしたものなどであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1億4,289万1,000円を追加し、予算の総額を156億2,266万9,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の9ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金、子育て世帯臨時特別給付金事業にかかる補助金等、3,379万6,000円を計上いたしております。

また、18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金1億909万5,000円を取り崩して財源調整をしようとするものでございます。

次に歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、町独自の緊急支援として、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力をいただいております医療・介護・保育及び障害等の関係機関の従事者に対し、1人2万円の応援給付金を支給する事業費として3,400万円の計上でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、町が一括購入をして各保育所へ配布いたします布製マスクの購入費を18万5,000円、小学校の臨時休校に伴い臨時開設をいたします町内6カ所の児童クラブに要する経費を1,263万2,000円、同じく臨時開設いたします久賀児童館の児童クラブの運営経費として223万9,000円計上するものであります。

10ページ下段から11ページ、子育て世帯臨時特別給付金支給事業では、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を支給する臨時特例的な給付措置の事業経費として1,566万8,000円を計上しております。

11ページ下段から12ページ中段、周防大島町子育て応援給付金では2,038万5,000円を計上し、子育て世帯に対する町独自の緊急対策支援事業として、中学3年生までの対象児童生徒1人につき2万円の給付金を支給するものであります。

4目保育所費5目保育所運営費につきましては、町内の公立・私立保育所が新型コロナウイルスの感染を防止する観点からマスクや消毒液等を購入する経費、15万1,000円、173万7,000円をそれぞれ計上するものであります。

13ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要なマスク、消毒液等の購入経費及び感染症対策セット等の備蓄品の追加購入経費として573万8,000円の計上であります。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費では、今回の感染症拡大の影響により漁業活動に著しく支障を生じている漁業者に対し、町独自の対策事業の一環として1人につき5万円の支援金の給付を行うため、業務委託料1,872万5,000円を計上するものであります。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のために経営が著しく困難となった事業者に対し、経営の支援を行うため5万円を給付する町独自の対策事業に要する業務委託料2,577万9,000円の計上でございます。

14ページ、12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、町立病院の医療提供体制を拡充するため、人工呼吸器やパーティション等にかかる経費565万2,000円を計上し病院事業特別会計に繰出すものであります。

以上が議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について。

はじめに、新型コロナウイルス感染の入院患者受入病床の確保について御説明申し上げます。

山口県が、4月21日に、新型コロナウイルス感染拡大に対応した医療提供体制の拡充について、入院患者受入体制の確保、帰国者・接触者外来の体制強化、PCR検査体制の強化を発表しました。

そのうち、入院患者受入体制の確保については、受入可能な病床を感染症病床40床から患者が急増した場合に備え320床に拡充する内容となっており、県内の感染症病床40床を超えて入院患者の受入が必要となった場合には、東部において、徳山中央病院、岩国医療センター、周東総合病院とともに町立東和病院が受け入れることとなっております。

山口県より入院患者の受入について協力要請がありましたので、病院事業局としましては、地域住民の生命と健康を守るために入院患者の受入が必要であると考え、協力することとし、受入

れる医療機関を検討いたしました。

大島病院は透析医療機関であるため、橘医院については時間外や休日においてオンコール対応であり看護職員が少ないこと、また、さざなみ苑が併設であるため入院患者の受入は難しいと判断し、東和病院において担うことといたしました。

現在入手が困難な状況ではありますが、感染防御に必要な機器等の確保に努め、新型コロナウイルス感染が拡大し入院患者を受入れた場合には、できる限りの必要な医療を提供してまいります。

それでは、議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

この予算は、新型コロナウイルス感染拡大に備え、東和病院において入院患者の受入体制を確保するため補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、（9）の主要な建設改良事業について、新型コロナウイルス対策のため、東和病院における人工呼吸器2台の整備費用として660万円増額補正し、合計1億2,761万1,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、新型コロナウイルス対策に対する一般会計からの繰入れにより東和病院を235万2,000円増額補正し、52億5,775万円を見込んでおります。支出につきましては、東和病院における新型コロナウイルス対策に要するパーティション購入による医療消耗備品費の増加、人工呼吸器2台の6カ月リースによる賃借料の増加で235万2,000円増額補正し、52億5,775万円を見込んでおります。

なお、パーティションにつきましては、配付しております議案説明資料4ページでお示しておりますように、病室前の廊下の仕切りに利用します。

2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど第2条の業務の予定量で御説明申し上げました新型コロナウイルス対策による人工呼吸器2台整備の財源といたしまして、収入に企業債、一般会計からの繰入れである支出金をそれぞれ330万円増額補正し、合計で1億5,259万円を見込み、支出に購入費660万円を増額補正し、合計で9億5,177万4,000円を見込んでおります。

第5条の企業債につきましては、人工呼吸器2台購入のうち、1台の財源として330万円を増額補正し、起債の限度額を1億4,720万円としております。

第6条の他会計からの補助金につきましては、新型コロナウイルス対策に要する費用について一般会計からの繰入れを見込んでおり、合計565万2,000円を増額補正し、13億

3,119万4,000円としております。

附属資料といたしまして、3ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 4点ほどお伺いいたします。

まず、医療・介護・保育等従事者応援給付金についてですけれども、まず、この3業種に絞って給付ということでございますけれども、食料品などの販売従事者の方、対面販売ですね。感染リスクが高く、非常に苦勞されていると思います。また、この業種が休業されると一番困る職種であると思っているんですけれども、なぜこういう職種が応援給付金として含まれないのか。

もう一点、事業概要の欄に医療関係者550人とございます。これには町立病院の町外居住者や、また会計年度任用職員も含まれているのかというところをお伺いします。

2項目めの周防大島町子育て応援給付金についてですけれども、これ、高校生が支給対象から外れておりますが、なぜ高校生が含まれないのか教えてください。

3番目、商工業経営支援給付金事業についてです。金額がどうも一桁間違っているのかと感じたところなんですけれども。

経営が著しく困難となった事業者という説明がございます。この定義なんですけれども、例えば国の持続化給付金であれば、1カ月の売上げが前年度月比50%減少というふうに定められておりますが、このような対象者を限定する給付金については、交付要綱というんですか、そういうものが定められると思うんですけれども、著しく経営が困難となった事業者というのはどういう状態なのかを御説明ください。

最後に、休業している指定管理施設等のパートタイムの労働者、または営業自粛をされている飲食店などの従業員やパートの労働者の皆さん、これも著しく収入が減って生活に困窮しているかと想像できますが、その方々への給付金は今回含まれておりません。これも緊急を要するものと思うのですが、なぜこういうものが含まれなかったのか教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 吉村議員さんのほうから、まず、医療・介護・福祉等の部分に



誰が含まれないとさっきおっしゃれたか、ちょっと教えていただきたいんですが。（発言する者あり）町立病院は町外者ということだったんですが、何販売とおっしゃられたか。（「食料品などの販売」と呼ぶ者あり）食料品販売ということ。（発言する者あり）わかりました。濟いません。ちょっとよく聞き取れませんで、申し訳ございません。

今回、医療・介護・福祉関係者ということで申し上げておりますが、食料品等の販売をされる方というのは、先ほどございました商工関係者、事業者のほうに含まれるものだというふうに理解をまずしております。

それから、町立病院で、町外から町立病院へお勤めいただいている方が含まれているかということでもございましたが、含まれております。

それから、2点目の子育ての、町単独の給付金のほうのことだろうというふうに思いますが、高校生はなぜ含まれていないのかという御議論でございますが、大変申し訳ないんですが、高校生が全ての子供がどこの高校へ通っているかという把握は非常に難しい。高校生であるかないかという把握をするということが、町ではすぐに給付する段階においては困難であるという判断をしておりますので、中学生までという判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの吉村議員さんからの御質問ですが、まず、業種の選定と言ったらおかしいんですが、決めた理由といたしましては、まず、今回、町内の関係各事業団体、商工業に関しましては商工会、観光協会などから聞き取り調査により状況を把握いたしまして、その団体等と協議の上、経営的に今、大きな影響を受けていると考えられる業種の事業者の皆様に支給することといたしました。

今回の給付金には、迅速性や手続の簡素化を図る観点においても、ちょっと業種、全ての事業者への給付は難しいと考えられましてこのようなことになりました。

そしてその中でも、決して所得制限や収入の比較などを行い業者を選定するものではなく、あくまで減少事業者が多いであろうと考えられる業種の方に対して、1業者につき一律5万円を支給するものであります。

しかしながら、今のパートタイム等に関します御質問であると思うんですけど、今回の対象外の業種につきましても、パートだけに限らずいろいろな業種の方にも、少なからずと言ったらおかしいんですけど、影響が大きい事業者の方等おられると思いますが、今回はやっぱりちょっと、また申し上げますが、緊急的ということでもありますのでこういう業種に絞らせていただいて、今回の対象外の業種につきましても、今後の、今の状況や、国、県の施策を見極めて今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 経営が著しく困難となった事業者というものについて、ちょっとまだよく理解ができないんですけども。先ほど私が申しました国の持続化給付金であれば1カ月の売り上げ等々の比較があると思うんですけども、今回、経営が著しく困難となった事業者って、どういう数字的なものなのか、自己申告的なものなのかわかりませんが、その辺の御判断はどのようにされるのか。

さらに、また5万円の金額について、私は一桁違っていると感じています。今回増額は無理でしょうけども、多分第2弾、第3弾、お考えがあると思うんですけど、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 濟いません。今の経営が著しく困難になった事業者、数字とかの御質問ですが、一応、先ほど申し上げたように各種団体の要望や聞き取りでまとめまして、対象事業者としまして、道路旅客運送業、小売業、宿泊・飲食業、洗濯・理美容業、学習支援業に該当する事業者が困難な状況にある事業者が多いということで、数字的なものでなくて、業種で対象を絞らせていただきました。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時28分休憩

.....

午後2時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 備考欄に500件という数字が当てはまるんだと思います。

今、休憩中にちょっとお話がありました。まず5万円、次に幾らかがあるということを期待いたします。

私の質問は以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 何点か御質問させていただきます。

今の吉村議員のところと重複するところもあると思いますけども、まずは、この医療・介護の応援給付金ですね。応援という名のもとに、いわゆるエッセンシャルワーカー、フロントワーカーというのがたくさんいらっしゃいます。今、吉村議員もおっしゃっていたようなスーパーの店員だったり、ドラッグストアの店員、コンビニもそうですね。葬儀業者さん、各種宅配業者さ

ん、たくさんいらっしゃいます。この方々がいらっしゃるから、物流だったりとか生活が保たれているわけです。ここはしっかりとやっぱり、その個人に向けてもお考えいただきたい。今回では難しいかもしれないけども、エッセンシャルというこの英語の意味、皆さん、わかると思いますけども、必要不可欠なんです。この方々がいなかったら、いろんなことが滞る。なので、ちょっとここはしっかりともう一回考えていただいて、今回難しいんだったら、さっきから出ている第2弾、第3弾で、そこに向けてもしっかりと何らかの補助を充てていくというのをお考えいただきたい。これは要望なので、お答えは結構です。

続きまして、今回この補正の中に、教育関係の費用が上がっちゃらんのですが、いつまでこの休校が続くかわからない中で、オンラインに、オンライン授業というののもちょっと考えていけないといけないと思います。

そうした中で、この予算と直接的にはかかわりがないかもしれないですけども、そのあたりをどういうふうに現状をお考えなのか、どこまで整備されていらっしゃるのか。

そして、先般4月にお願いしておりました全小中学校に対して、アンケートしていただきたいと。Wi-Fiの環境と、そしてタブレット、どれぐらい持ちよるか。そのあたりは、教育委員会のほうでされていらっしゃるのかお伺いいたします。

最後、これもここには載っていませんが、私、非常に重要だと思うのは、町長のメッセージが、もうちょっと町民に対して、町外に対して必要だと思います。これが、大前提です。もうちょっとゆう言われます、町長は何をしよるんかと。職員の方々も休日出勤されて、一生懸命働いていらっしゃる、それさえも伝わっちゃらん。そういう中でやっぱり町長が、ホームページじゃだめなんです。メッセージをやっぱり、防災無線なり、テレビなりでしっかりと町民に訴えていただきたい。これは本当、切なる願いであり、町民はこれを待っています。いろんな方に私が説明しても、私じゃだめなんです。やっぱり町長がやらないといけないんです。これは、お金がかからないです。町長にやっぱり御負担強いるかもしれないけども、町長のお言葉が必要なんですよ。橋のときもそうでした。やっぱり聞きたいんです。なので、その辺もぜひよろしくお願いいたします。教育委員会のほうからもお願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 現在、休校中で、大変御心配と御迷惑をおかけしております。今、現状としては、学校によりまして、例えば7日から22日までと予定していますが、3回登校日を設けたところ、Zoomを使ってやっているところ、それから全部じゃないんですけど、Wi-Fi環境を調べているところもあります。そして、オーソドックスは家庭訪問が多いんですけど、家庭訪問でフォローして、教材を渡して集めて、また電話で確認という形です。

また、オンラインの関係では、GIGAスクールの関係で、文科省のほうが前倒しとなりまし

たので、早手を挙げて応募しているところです。

ですから、ある学校では、何人かWi-Fi環境ないんですけど、そこでちょっとZoomのような形やっているんですけど、そこもWi-Fi環境ないところの保護者に了解をとってやっている。あるいは、必要であれば学校にという話でやっています。

そして今、iPadが、大体3分の1ぐらいあると思うんですから、必要であれば貸し出しできるんですけど、まだ、済いません。詰めていなくて、どういうふうな縛りをかけたらいいか。

例えば、佐賀県の武雄市というのは随分進んでいるんですけど、いろんな環境整備する、要らん情報が入って不具合があったから、今は制限を強くかけて、外に繋がらないで、iPadに入っている中だけ使うというような形もやっています。

ですから、Wi-Fi環境使わない形もあるんで、その辺はまた調べていきたいと思いますが、今、7名から100名を超える学校までありますので、何が一番いいかというのを校長先生方とも話し合い、休校を決める前には、校長、会長さんに来てもらって話したんですが、そのときにやはり、今言った登校日を3回程度設けたところ、一応Zoomをチャレンジするところ、家庭訪問と電話対応を組み合わせてくるという形で、今やっているところです。

まだ全家庭、Wi-Fiがあるかどうか、Wi-Fiに、やってみようというところは調べていますけども、全ての家庭は、まだ済いません、調べていない状況です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の医療、介護、保育等の従事者の応援給付金以外にも、宅配とか、葬儀業者さんとか、ほかにもたくさんあると思いますが、必要不可欠な業種、業態であるということは、十分理解をいたしております。そしてまた、皆さん方も、大変この感染症に気を配っていただいて、その仕事に従事をいただいておりますということも、十分わかっています。

それらに対する個人への応援給付金をどうなのだという御質問だったと思いますが、しかしながら、医療、介護、保育というのは、今回出せていただいておりますが、これは、57の法人、129の事業所、1,700人が対象となっております。

これは、やはり医療現場の方々、そして介護等の施設介護とか、またはデイサービスとかやっておられるの方々、また、保育所または児童クラブ等でお世話いただいております皆さん方というのは、まさに3密、そしてまた感染症に非常に気を使っただけかなければならないし、また、気を使っただけでお仕事をいただいておりますというところでございます。

やはり、全てが建物の中で仕事をするし、そして、どうしても密にならざるを得ない状況にあるというふうに思いまして、今回の応援給付金は、ほかの業種もたくさん皆さん、努力いただいておりますのはよくわかっています。しかしながら、今回は医療、介護、保育関係に絞ってやらせていただくということにいたしました。

それでも、先ほど言いましたように、57の法人、129の事業所に1,700人の方々が従事をいただいておりますので、大変幅広い中に、たくさんの皆さん方が大変な努力をいただいておりますので、私たちは今、全国で医療関係の皆さんを応援しようというブームが起こっておりますが、まさに本当に医療だけではなくで、介護施設もすごく大変だと思いますし、もし介護施設にこの感染症が入ってきたら、本当に対応できないということもありまして、デイサービスも休むと、今度は反対にデイサービス行っておる方が本当に大変なことになる。さらに、保育現場もそうです。

ですから、今回はそのような一番大変な、困っているところを限定的にやったわけでございまして、先ほど吉村議員にも申し上げましたが、これからまたどういう状況になるのかということも見据えながら、次の第3弾等にやらなければならないという時期が来れば、考えていきたいと思っております。

濟いませぬもう一つ、町長がテレビに出ないということなんですが、濟いませぬ。テレビに誰も映しに来られないんですから、（笑声）それは冗談ですが。知事さんが、最近はテレビだけじゃなくて、ヤフーのホームページにも一番正面にいろいろ出させていただいております、私、町長が出るのも当然なければならないと思いますし、防災無線で全戸に、全町民の皆様方に語りかけるのもいいと思います。

知事さんにぜひとも、私も以前、町村会と市長会と知事さんとの会議をやったときにお願いしたんですが、やっぱり県境をまたいで入ってくる方々を、メッセージを出すのは、やはり知事さんが広域的に出していただくというのでないと、私も当然必要なんですが、やはり知事さんに、中国5県の知事会等を通じて、みんなでよその県に行かまいよということをもっともって出してくださいということも、お願いをいたしました。

知事さんは、非常によく出ているというふうに思います。私もそれは、防災無線は全戸に出るわけですから、もっとそういうことを呼びかけたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。本当、ぜひよろしくお願ひします。私も町長の声が聞きたくて、毎日待っておりますから、本当に冗談じゃなく、やっぱり一人でも多くの――、町長がしゃべるといのは全然違うんですよ。本当に、僕もよく言われるんで、あの人は何をやっちゃるんかねって。いつも町長を守るために、あの人は一生懸命働いていますよって言っていますけども、やっぱり防災無線で声聞くと、それだけでも安心される方もいらっしゃると思うので、ぜひ、そこは本当に極力多くの回数、よろしくお願ひいたします。

ちょっと教育に戻って、環境をまだ調べていらっしやらないということで、恐らく今現状、Zoomでの授業に近い形をとっているところは久賀中だと思うんですけども、それ以外はやつ

ていらっしやらないですよ。

あと、このアンケートをやってくださいってお願いしていたのは、今、9月入学がどうのこうなので、いろんな議論で上がってきている中で、もしかするとそこになったときに、ものすごい期間があくわけです。その中でアンケートもとっていない、どういう状態かわからない、こんだけもう猶予がありましたから、その猶予の中でやっていなくて、またそこがスタートだったらどんどん遅れていくわけなので、それはしっかりとやっていただきたいので、まずアンケートはもう最優先順位としてすぐにやっていただきたい。

現状、例えば岩国市はもう7日から学校が始まっちゃう、下関は14日から始まっちゃう。大島、あるいは柳井、コロナの感染は出ちゃう。そういった中で、本町に関しての教育の現場に関して、どういう基準を持って、例えば今のところ24日で1回、その後に再開するという予定なんですけども、どこの基準をもって学校というのは休校、あるいは再開するのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） まず最初に、休校を決めたときの経緯を少し申します。

4月21日に、各小中学校の校長先生に、5月7日から開ける場合と開けない場合の対応をお願いしました。次の4月28日に、それをまとめる形で、各小中学校の校長、会長さんに来てもらうようにしました。

という段取りはとっていたんですが、4月27日だったと思いますが、情報が入りまして、あすの朝10時に、知事さんが県立学校の休校を発表する、市町に任せるとありましたんで、急遽、またちょうどそういう会を持っていました、議論しました。

今回、24日まで決めた理由は、大きく3つあります。1つは、町全体が、この連休対策をすごく力入れたと思います。この2、3、4、5、6、5日間の過ごし方が大変気になっていました。もし、4月30日とか5月1日に、7日から開くという形になったときに、万々が一でも少し気の緩みがあったときはすごい心配だなというのが大きくありました。というのは、情勢変わっていますけど、3月の19日、22日、学校の休業を延期しない、4月の入学式、始業式をしてもいいという方向になったときに、3連休ですごく変りましたよね、それが頭にありました。考え過ぎかもしれませんが、それが大きな理由の一つです。

それから、現在、山口県のほうは、県外に出たとき、県外から入ってきたとき、2週間の自宅での経過観察を求めています。仮に5月6日に県外に出た、あるいは県外から帰ってきた人がいた場合に、その2週間後は5月20日です。だから、5月の20日までは様子を見たいと思いました。

ただ、じゃあ、21日、22日あるじゃないかと言ったんですが、やっぱり家庭への周知の形

もあるので、25日からという形にしました。

3番目が、まだ4月28日現在では、緊急事態の宣言がいつまで続くかわかっていませんでした。それを受けて、町内の学校、県立学校周防大島高校が休校していましたので、今言いました3つの理由で望ましいんじゃないかと思いました。

ただ、岩国の例もございますし、下関の例がございます。それから、5月1日の夕方5時半ごろに通知が来たんですが、文科省のほうから、例えば、中3、小6、小1と優先して分散登校したらどうかと、いろいろな案もいただきましたので、その辺についてはちょっと検討してみたいなと思います。

あとは、連休は済みましたから、ただその結果がいつまでに出るのか、それをいつまで待てるのか。私の考えですけど、下関が14日から半日、それは、連休がたって1週間様子を見よう。21日から普通の授業をしようというのは、連休後の2週間の様子を見てという形で、下関のほうは、報道によりますと12日に正式決定すると聞いていますが、そういう意味で、14日と21日を設定したなと思います。ですから、それについては、文科省の通知を見ましたから、どこまで、判断というか、どこまでを基準に見たらいいか。現在では、現時点では25日から開いて、給食も開始する予定にしております。

先ほどちょっと申しましたが、学校によっては、家庭訪問よりも学校に登校してもらったほうがいいのかという学校もありましたので、そのほうはちゃんとスクールバスの手配とか、もちろんしております。ですから、ある程度学校に任せているものあります。ただし、子供たちの学習、あるいは生活への支援はぜひお願いしたいという形で、強くお願いしているところです。

ですから、文科省の通知を受けて、もう一回検討する必要があるかなと思ってはいますが、現時点ではまだ協議しておりませんので、先ほど言いました連休最後の5日間、そして、連休の効果とか、その影響どう出るか、それを見極めたいなという気がありまして、している段階です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 最後。ありがとうございます。本当、本町においては、例えば久賀小学校、明新小学校ちゅうのは、ある程度規模の中規模というか、100名前後いる学校がありますけども、それ以外のところ、分散登校ということ自体も必要ないぐらいの人数、20人前後の、そういったところも一緒くたにして全部休校ちゅうことでなくて、やっぱり本町ならではの教育をしながら、私もオンライン、オンラインと言いながら、そこまでオンライン全てしてほしいとも思っていないですし、もう青空教室みたいな、戦時中のような状態だって、そういうことをされていらっしまったので、そういう形だってできないこともないでしょうし、とにかく、

これが長期化したときに、しっかりとそのときにばたばたしないように、やっぱり今しっかりと準備していただきたいと思いますので、これは要望になりますけども、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私からも、この5万円、商工会に委託する5万円についてちょっと伺います。

23日の委員会のときも、やっぱりこの5万円については少な過ぎるんじゃないかと、そういう意見もあったわけですが、きょうは5万円のままで提案されたということで、その点ではちょっと残念な気がいたします。

コロナウイルスは、もう本当にさっきから町長が言われるように、いつまで続くかわかりませんし、だけど、今テレビなんか、あるいは報道なんかで、リーマンショック以上のいろんな経済的な指標が出ていると。リーマンショックのときって、考えてみれば派遣切りで影響を受けていて、あまりこの町内で、あそこがどうじゃった、ここがどうじゃったっていうほどの直接的な影響はなかったように思うんですが、やっぱりこのコロナウイルスっていうのは本当に、特に商売をされている方々にとっては、本当に切実な状況になっていると。その切実さの中から見れば、やっぱりこの5万円というのは、国、県が一定のものはありながらも5万円というので、本当に、何ですか、お店を畳んでしまうような、そういう事態にならないのかという点では、とてもおぼつかないような気がします。

私が伺っているのも、去年の同じ時期に比べれば、数百万円の単位でやっぱり減っているというお店もありました。やっぱりそういう意味では、さっき吉村議員がおっしゃったような単位が違うというのは、私もちょっとそこは思います。

質疑ですから、質疑をしなきゃいけませんけど、私は、町長が先ほどから予算の問題もあるんだということもおっしゃったわけですが、例えば、財調が五十数億円あります。けさ、県議会に電話して聞いたら、県議会、いつか100億円あったそうですが、今、35億円ぐらいになっているということで、県議会の48倍ぐらい一般会計だけで規模はあると思いますが、そこに比べても、仮に100億円としても2分の1は大島だけであるということになって、やっぱりそこは、せつかく16年かけてためてきたって、この前議会でおっしゃった。今使わずして、いつ使うというような気が私はします。

例えば、この50数億円の10%を使っていくという、町長としての腹をくくって、そのためにどこへどういうふうに分けていくかという、そういうものをしないと、小刻みにいつまで続くかわからんけえ、今回はこの予算で見れば1億1,000万円ぐらいですか、両方で、というこ



とになると思うんですが、それで本当に今の窮地を救っていけるのかどうかというところから考えると、町長としてどういうふうにそこは、小刻みに使う、いつまで続くかわからんというのも、おっしゃるとおりだと思います。だけど、早く救わなければ救えないという商売ですから、そういう方もいらっしゃるんじゃないかと思います。

そういう意味で、町長として、これだけ投資するんだと、とりあえずこれだけ投資するんだ、第2弾、第3弾ではこういう考え方でやっていくという財源的な腹づもりを、腹をくくっていただくということが、私は必要なんじゃないかと。実態からすれば、非常に国、県も少ないと思いますが、町はもっと少ないんじゃないかという気がしていますが、その辺からの質問をさせていただきたいと思います。

それから、私は、先ほどから議論があった著しく困難になった事業者というところは、要綱を読ませていただきました。要綱を読ませていただくと、ある程度納得できる場所があって、ああ、なるほどなど、こういう考え方でやるんだなというふうに納得したので質疑をしますよ、って通告はしておきながら、要綱を見せてもらったおかげで、もうその質疑は必要ないなと思った次第です。

ですから私は、むしろ議会に要綱を配っていただいて、要綱を配ったら質疑が増えるんじゃないかという意見もありましたが、むしろ私は理解が深まるんじゃないかというふうに思いますが、議会になぜそこは、具体的なものが配られなかったのかという点と2点伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 濟いませぬ、今の要綱は、他の給付金にも、それぞれ皆要綱があるわけでございますが、なかなか緊急を要したことで、間に合いがたかったということもございまして、皆さん方のお手元に、今回、本来であればタブレットに張りつけるべきだったと思うんですが、濟いませぬ。今決裁が回っているというような状態です、できるだけそういう情報は、早く流したいと思っております。

今、商工業の経営支援給付業務は、5万円ではいかにもというお話がございました。これは、当然のことながら大きいほうにこしたことはないということございまして、先ほどありましたように、この業界、この業種の皆さん方は一番困っておるところを抜き出して給付をしたということになります。

しかしながら、今回これを出しますと、やはりその業界だけが困っちゃうんじゃないよというのは、いろいろ出てくると思うんです。そうしますと、国が10万円一律給付したと同じように、いや、私たちが困っちゃう、私らも困っちゃうというような形になったんでは、例えば町民に、このたび国の給付金ではありますが、10万円配ると16億かかるわけですよ。そういうことを考えますと、やっぱり業種を絞ってということにならざるを得ない。

そしてまた、その業種を、この業種だけを極端に大きな額を支援すると、じゃあ、ほかの業種も、私たちも、あことは違うけども、うちもやっちょるよということになりますと、本当際限なくということになるのではないかというふうに思います。

そして、小出しにするのはまずいよというお話ございました。確かに小出しにするのは、まずいかもわかりません。しかしながら、これは、この1回で本当に終わるんだろうかという不安もあるわけがございます。そして今、5万円を、50万円ちゅうのはちょっと法外ですが、50万円であれば2億5,000万円になって、そうすると、この500件だけにそこを集中するというのは、いかがかなというふうな思いもございます。

しかしながら、これが続いていくと、やはりこの業界が一番やばいね、危ないねということになれば、また次の段階も必要になってくると思います。

提案理由のときも申し上げましたが、第3弾、第4弾も考えなければならないというふうに思っております。それが、これと、今回と同じように商工業経営支援になるかどうかということも見極めなければならないし、これをもっと広げなければならないとか、または、もっと絞っていかなければならないとかいうふうなことになるのではないかということもありまして、今回はこれで提案させていただきました。

各市町の支援をずっと、いろいろ新聞報道等で見させていただいておりますが、やはり飲食業、宿泊業が非常に、そこに集中的にやるという市町が多いように感じております。周防大島町の場合は、それに小売業や、さらに言えば美容・理容、クリーニング業ですか、最後塾まで入れさせていただいております、できるだけ幅広くやっておるというつもりでございます。

いずれにいたしましても、状況を見ながら第3弾、第4弾も考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと2点だけお尋ねをいたしますが、個別の予算で、保育所等の施設への衛生用品の購入経費が計上されておりますけど、今後、今回はこれで、次があるんだろうと思いますが、障害者の方とか妊婦の方への対策というのが、現状どうなっているのか。今後の予定も含めて御答弁をお願いいたします。

それから、今の給付金の関係なんですけど、ちょっと1点だけ。先ほど御説明では、商工会とか観光協会と協議してと、支給対象を決められたということなんですけど、ということは、500件の支給対象というのは、商工会なり観光協会の会員に限定されるのか。

それと、漁協正組合員への支給、359件ありますが、ちょっと非常にわかりにくいんですけど、趣旨はわかるんですけど、今回そういう、私は見舞金のような性質なのかなと思ったんですけど、こういう形で支給するのであれば、漁協だけじゃなくて、価格急減対策とか需要が落ちてい

るから、結局、値段も落ちて売れないと、収入が減っているということであれば、農産物についても対策が必要なのではないかなと思います、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんのほうから、障害者や妊婦へのマスクや消毒液の配布はどうなっているのでしょうかという御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

障害者施設に対しましては、マスクそれから消毒液を既に配布をしております。

それから、妊婦につきましては、マスクについては国から支給をされておりますので、そのマスクを配布をしたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの商工会、まず、商工会員以外はどうかということでございますが、一応、町の事業ということでありますので、商工会員以外も支給対象といたしております。

それと、対象事業者数の根拠というか、500事業者ということでございますが、これは、総務省統計局の商業統計調査の事業者数及び関係機関からの、これはちょっと聞き取りということになります、これで一応事業者数の合計といたしました。

もう一点、JAにも、確かに被害というか、減収されている方もおられるとは存じております。ただ、その数というんですか、今、一応、先ほど申し上げたように、所得を比較したり、収入を、毎年のとかいう比較をしていないもので、今、一律に5万円ほど支給というような制度にしておりますので、JAさんにもちょっと聞き取りもいたしております。今の聞き取った段階では、まだそこまで、ミカンも終わったしということで、大きな影響はないんじゃないかというような御返答もいただいたので、それを一律5万円をもうJAさんにも広げてしまうと、これはもうちょっと金額的に、ちょっと私の一存では何も答えられるような状況ではございませんので、ちょっと今回はJAさん、JAさん以外にも今回の対象事業主から外れた業者さんもおられると思うんですが、これについても、やっぱり今後の状況、先ほど申し上げたように、国、県とかいろいろ制度も今から、ちょっと給付制度も出てくるんじゃないかと思うんですが、そういったものも見ながら、状況も見ながら、町長の申し上げたように、次の第3弾、第4弾、これでちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 商工会、観光協会、会員以外も対象となるということでありまし

たけど、それをどうやって、制度上、どういうふうに担保するのかなという、ちょっと思うんですが、例えば観光協会の会員であれば、それは会員を観光協会が、その団体が把握しているからいいと思います。それ以外の事業者に周知する方法とか、それを、例えば今、制度上一方的にもう5万円配りますよ、会員に配りますよというのは簡単なんですけど、それ以外の事業者をどうやって対象を把握するのかとか、申請にするのか、例えば町と、町が主体的になって対象者を確定させるのか、その辺の制度上の運用の話をちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 商工会員以外への事業者の方への周知等の方法といたしましては、今現在、商工会で商工会員以外も把握しておる事業所もたくさんあります。まず、商品券等で募集を、事業者の募集を今もしておるんですが、前回もしました。二百何十社おります。それの中にも、商工会員外もおられますので、そういったものとか、普段からも、やっぱり商工会としての情報というか、そういうなのを持っているのと思いますので、そういう方にはやっぱり自主的にこちらから文書、申請書なりを含めたものを郵送したいと考えております。

あわせてまた、町のホームページと商工会のホームページに、一応募集というか、こういうのがありますよというお知らせは、今していこうと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、仮に事業者で漏れがあったといったときに、それは救済されるという認識でいいのでしょうか。そこをもう一回ちょっと御答弁いただきたいのと、もう最後になりますので、先ほど町長が、もっとメッセージをという質問もありましたが、ほかの自治体のように、感染者が出てメディアで目立つようなことは絶対あってはならないと思いますんで、いろんな対策とか、周防大島町ならではの町長のアイデアを生かした積極的な感染防止対策とか、経済支援対策とか、そういったことで目立っていただきたいと思いますが、町長さんも、先ほどの答弁からある程度理解できますけど、大島でもうこれから一人の感染者も出さないよと、そういう決意といいますか、そういう意気込みがあるのかどうかそこをお聞かせいただきたいのと、予算も限りがあって、これからどれだけ続くかわからない中で、計画的に予算も支出していかなきゃいけない、組んでいかなきゃいけない。そんな中で、やっぱり今年度の予算、これを基本的に根本的に見直していくという、そこまでとか、例えば人件費に手をつけるとか、そういったことも場合によっては必要になってくる可能性もあると。その辺についての認識をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） メディアの出が少ないということは、あちこちから……。先日も、実は連休中に、この10万円の給付金の配布をするのに、隣の文化センターの2階に職員を20名ぐ

らい、3日間ほど20人ずつ出てくださいまして、いろいろ10万円の給付の申請書を送るための手続や準備をさせていただきます。それは、非常にテレビの絵になる箇所であったということなんでしょう。何社かオファーがあって、取材に来たいということだったんですが、結果的に全国一律のあれを1カ月延ばすというニュースが入ってきたんで、1社しかなかったんですが、YABは映していただきました。というのは、2メートル以上あけて、間隔をあけながら、そして、あの広い大会議室で、20人がばらばらになってやったという画がよかったんかわかりませんが、YABさんは撮っていただきました。

そしてまた、大島大橋で、県の職員と町の職員が一緒になってから、大島への不要不急の島内への出入りを自粛してくださるよということも、連休中、ずっと県の職員と町の職員が朝8時半から5時15分まで、ずっと立たさせていただきます。これも、メディアで報道されましたんで、やっぱりこれも非常によかったんではないかと思えます。

町長がいったほうがいいという御意見もあって、それはうれしいような気もしますが、町長がアップになるより、そういう取り組みが報道されるということが大事なんではないかというふうに思います。

予算のことですが、当然ながらこれは今、3月に予算を議決いただきまして、4月からようやくスタートしたばかりの予算でございます。先日の4月の幹部会議のときには、ここの予算は全てを執行できるかどうかわからないよということ、幹部の皆さん方には伝えました。

そして、またさらに、不要不急っていったら、ほかの予算組んでもええんかということになりますが、例えばストック事業とか、調査事業とかってというのは、来年でも再来年でもまだいいじゃないかというような事業については、できるだけ先延ばしにしようではないかということ、この間申したとおりでございます。当然ながら県や国も、今、予算を、内示ちゅうか、昨年度内示しておるけども、今年度実際にやれるかどうかというのは、すごく不確定になってきていると思えます。ですから、できるだけそういう、済ませません、不要不急の予算とは言われんですが、少し延ばしてもいいものは、できるだけ延ばしていきたいというふうな予算の組み替えはやっていきたいと思えます。

人件費につきましては、事業が少し少なくなれば、すぐ人件費に響くというもんじゃないというふうに思いますんで、即人件費につながるかと言われると、若干難しいところもあると思えますが、いずれにいたしましても、これからの、今年度の残りの予算、さらには来年度の令和3年の予算については、これはひどいもんになるのではないかというふうな覚悟を決めておるわけでございます。これから本当に冬の時代が来るのではないかというふうな気持ちもあります。

ぜひとも、議会とも十分協議をしながら、新しい、これは、新年度のことをまだ言うのは、本

当早い話なんです、しかしながら、もう何となしに見えているような気がするんです。来年度、3年度以降に予定しておる継続事業についても、相当厳しいものになってくるというふうに思いますので、これは、また機会を見て、議会とも十分相談していきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 商工会員以外の救済と言ったらおかしいんですけど、どうなのかというのでございますが、ちょっとなかなかホームページでは、多分、全て網羅できるかっていうと、それはうちのほうとしても、それはなかなか全てはできないと思いますので、一応、申請期間、期限としまして、3カ月程度はちょっと商工会さんに無理を言って、ちょっと延ばしていただこうと。商工会さんのほうも、今、うちの商品券とか、県の10万円の補助ですか、こういったものも商工会さんのほうへ委託が行っておるんで、ちょっと忙しいとは思いますが、一応3カ月、一応7月末を今の段階では予定しておりますので、その間に何とか申請していただきたいと願っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 質疑も随分長引いておりますので、細かなことは聞きません。今回のことは、非常に経験したことのない危機であります。私も、議員やって40年近くになりますが、初めての、こんなことはなかったわけであります。

こういうときに大事なことは何かというと、私が思うのは、やっぱり情報の共有と周知の徹底であります。周知をするということです。その核が、対策本部だろうと思います。今、町長さんのいろんな発信をしてもらいたいというような意見もありましたけれども、しっかりとそこを自覚をされて、町民の皆さんにも、こういう状況になっているというようなことを、しっかりと広報していただきたい、周知をしていただきたいということでもあります。

それと今、経済対策をいろいろとお示しいただきました。本当に短い時間の間に、これだけのことをまとめて、そして、取り組んでいくということ、心から敬意を表したいと思います。

これから町長さんが、2弾、3弾、4弾までおっしゃったけども、これから進めていくんだと、こういうことをおっしゃいました。私も、コロナの対策というのは、恐らく長期的なものになるだろうと思います。だから、長期的な視野で取り組んでいただきたいということと、先ほど、冬の時代とかいうような言葉もありましたけど、非常に厳しい状況にはなりますけれども、よくピンチはチャンスといいます。いろんなピンチがあるからチャンスが生まれて、そして、いろんな可能性が生まれてくるだろうと、こういうふうに思うので、ぜひ、その2弾、3弾、4弾を進めていく上で、そのような発想といいますか、そういうメンタリティーといいますか、そういうふうに思って進めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど同僚議員が、こういうときこそ思い切って、我々ためてきた、辛抱だめをしてきたわけでありますから、基金もしっかりと使って、そして大島を守る、命を守る、そして、新しい可能性を開いていくというようなことを、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。町長さんの決意を聞かせていただきたい。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 第1弾が10万円の国の給付金、第2弾が今回の町の独自の支援、給付金も含めて支援金ということでございますが、当然ながら、第3弾、第4弾ということも起きてくるのではないかとこのように思います。

そして先ほどからの、今回の第2弾の、今回の2号の補正予算の中で、いろいろ皆さん方から、まだまだもっともっと支援策が必要なんではないかというお話もございました。第3弾は、まだ今回出しておるわけではございませんが、6月の定例議会、またはさらにその次の議会が終わった後の臨時会になるか、または9月になるかわかりませんが、そういう第4弾とか、そういうこともぜひとも考えていかなければならないというふうには思っております。

当面、今、次の段階に何をすべきかというようなことを——、済いません、今の御質問があったので、ちょっと答弁させていただきたいと思いますが、実は、国のほうから新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金、1兆円の話ですね、国の1兆円の話なんです、これが先般から説明会がございました。それで、周防大島町には約1億2,500万という予算配分がなされるであろうということが出てまいりました。当然、これを使って、新たな地方創生臨時交付金活用事業をまとめなければならないし、これは、当然5月にまとめれば、6月の議会に間に合うようにしなければならないというふうには思っておるところでございます。

もう一点、今の、先ほどからの商工業の皆さん方に対する対応も、まだまだ十分じゃないよという御意見がたくさんございました。それで、今、商工業の皆さん方に、一番今やっておるのが2つほど、国の制度がございます。1つは雇用調整助成金、これは、雇用調整助成金は、雇用を例えば休業させたときに、職員の、従業員を休業させたとき、60%の休業補償を出すわけですが、それについては10分の9を国が持つということで、10分の1は事業者負担ということになります。それをこれから先、もっともっと上げていこうという国の取り組みがあります。これは100%、例えばこれを、雇用調整交付金を出した場合には、会社負担が今のところ10%になっておるんです。先ほどの6割のときは6%なんです、10%になってしまいます。そこで、今回新たに拡充策が出まして、その事業者負担を100%休業補償を出した場合、100%出した場合、6%会社負担で済みますよという拡充策を出しました。そして、しかしながら、6%は会社負担が要るわけです。

町のほうとすれば、次の段階では、この6%の一部を町が負担をしたらどうかということ考

えていきたいというふうに思います。率で考えるのか、定額で考えるのか、これからの検討でございませう。

もう一点、今、事業者の方々にとってから、持続化給付金が非常に有効ではないかというふうに思っております。事業収入が前年同月比50%の売り上げ、月ですね、対象月に12カ月掛けたときが、そのような売り上げ減少があった場合には、個人で100万円、法人で200万円ほど持続化給付金が出ることになりました。

しかしながら、この持続化給付金、100万円、200万円では、これは、これが給付が受けられる個人、法人は、まさに50%以上も売り上げが落ちたということですから、すごく大きな影響があった方々です。それに町としても、この100万円または200万円に何がしか上乘せをしていこうという考え方も、今、検討しているところでございませう。

これが、私らのほうで、売り上げの減少とか、収入の減少、所得の減少というのを町のほうで調べるといふことになるとう、すごく大きな作業になりますので、国の持続化給付金を受けられた方に、今度はうちのほうが上乘せしていくというふうな型も、形も考えていけたらなというふうに思っております。

それと、この次の段階で考えたいのは、一人事業主と言われる大工さんとか、左官さんとか、または設備屋さんとか、電気工事屋さんとか、個人の方がおられますが、この方々がやっぱり仕事が落ちてきておるんじゃないかということからして、以前も御要望がございましたが、個人住宅のリフォームの助成事業を考えてみたいというふうに思っております。

さらに言ってしまうえば、やはり今回一番御苦労されておるのは、やはり元来、もともと収入や所得の低い方々は、やっぱり一番影響が大きいんじゃないかというふうに思っております。その方々をどのようにしてから救うか。今回の10万円一律も、確かに救えると思うんですが、それよりもその影響がすごい大きい人を中心にやろうとすれば、やっぱり所得の低い方が一番大変なんではないかというふうに思っております、やっぱり住民税の非課税世帯とか、または国保の均等割の問題とか、今までずっと出ていますが、これらも含めて広範囲にこれから後の次の段階では考えていきたいというふうに思っております。

これらも、ぜひとも議会のほうともきちんとすり合わせて、そしてまた、財源につきましても、今のところ財源といえば財政調整基金の取り崩しとか、または先ほど言いました国の地方創生臨時交付金が使えれば、ぜひとも使っていきたいというふうに思っておりますので、また議会ともよく調整、相談しながらやっていきたいと思っておりますので、次もあるということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） ありがとうございます。国や県のいろんな経済政策でございます。



しっかりと連携をして進めていただきたい。

それと、さっきから出ておりましたけども、オンライン授業とか、そして、働き方改革とか、やっぱりこういう機会じゃないとなかなか前に進まない。ぜひ、そういうふうに進めていただきたいと思います。議会ともしっかりと連携して、どうぞこの危機を乗り越えて行ってほしいと、いきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 3月の補正予算には上げさせていただきましたが、GIGAスクール構想とありまして、はじめは2学年ごとという形で、iPad等の整備事業でしたが、今度、新型コロナ含めて本年度に全ての学年に、子供たちに端末を配備しようという計画になりました。それですぐ手を挙げて、今、申請というか、準備をしているところで、ぜひ、今年度中にそういうふうな全ての子供たちに、iPad等端末が持てるようにしたいと思っていますところです。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） 大体同僚議員と同じなんですけど、今、町長が言われました第3弾、第4弾の事業で、一番困るのがやっぱり、今、飲食関係、漁業もそうなんですけど、専業でやっている人の水揚げが大きく下がっている部分と、飲食がもう、ホテルもそうなんですけど、もう80%、90%の客が来ないわけですから、それを第一にもう6月定例会で予算組むぐらいのつもりで、そうせんと夏までもたんとするんです。ほとんどの今、大体ざっと数えて3、40社ぐらいかなと思うんですけど、その手当てをぜひ次のでしていただきたいと思います。その点を。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 最近、毎日の新聞で、何社倒産が出たというようなことがニュースになり始めております。町内でも、当然大変な御苦労されている業者はたくさんおるというふうに思います。

今、先ほど新山議員さんのときに申し上げましたが、持続化給付金とか、または雇用調整交付金の上乗せということもありますが、それとはまた別に、やっぱり独自の町としての支援策というのを考えていきたいと思いますが、国のように100万円とか200万円とかというのは、若干無理があると思いますが、そうしますと、100万円、200万円となると、どうしてもその業種とか業態とか、売り上げの減少率とか、それをずっと絞っていくことにどうしてもならざるを得ないということになりますので、そしてまたこの幅を広げるとなると、均一一律にという形になると思うんで、実際に今、お客が全くなしで、どういいますか、企業の存続が危ぶまれるというような方々にとっては、確かに5万円、10万円じゃあ、どうしようもならんという方もたくさん出るんじゃないかというふうに思いますんで、そこらあたりは、今からちょっとまた、議会とも調整して、よく検討していきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） 最終、なかなか判断は難しいと思うんですが、やっぱり出口ですよ。もう夏ぐらいで済んでくれりゃあええんですが、もうこの調子だったら、だらだらともう何年もかかるんじゃないかと。周防大島町みたいに、お客様がよそから来て営業やっている人もたくさんいる中で、それをなかなか取り返すというのは難しいと思うんです。

やっぱり県も、方針も当然あると思いますが、いろんなことを参考にしながら、やっぱり周防大島町も、どういう方向で行くよというのを町長が示していかんにゃいけないのかなと、なかなか難しいと思うんですが、その辺も、きょうはいいですから6月議会ぐらいを目途に答えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに今のお話は、第4弾のお話であろうと思います。ある程度収束の目途が立ったときに、周防大島町の地域をどのようにつくっていくのかということの予算組み、そしてまた支援策というものが絶対必要なんだろうというふうに思っています。

一昨年の大島大橋の事故のときは、40日間でこの橋の交通規制も取れました。そして、年があけて、大々的に大島に来ていただくというキャンペーンを張って、結果的には平成31年は、何とお客様は元に戻ったという状況がありました。

あのときのことを考えれば、やっぱり大胆に第4弾を打たなければならないだろうというふうにも考えておりますので、また議会とも相談させていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

.....

午後3時46分再開

○議長（荒川 政義君） 再開します。

議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 1つは今、病院、公立病院がコロナの影響で、入院患者も外来患者も減っていると、どこも減っているという傾向があるという報道がされていますが、町内の病院では、どういう実態になっているのか。例えば、去年の3月に比べてことしの3月がどれぐらい減っているのか。入院それから外来と、わかれば教えていただきたいと思います。

それから人工呼吸器ですが、これは、1つのフロアにコロナ対策のフロアとして、全部を使う

というふうに理解していいのか。この添付された資料によると、入院患者と重症患者、それからオペをした患者に対して、4つの部屋ですか。それから、それ以外に隔離患者として4つの部屋というふうに、人数はなかなか言えないということでしたけれども、大体こういう感じで1つのフロア全部をコロナ患者として収容すると、もし出たらですね、そういうふうに理解していいのかどうかです。

それから3つ目は、これにあたるスタッフはどういうふうにお考えなのか。県から、例えばお医者とか看護師なんか来てくれるような体制があるのかないのか。これは、あるというふうには聞いていないですが、感染者が出た場合のこうした増床にあたって、スタッフの体制はどういうふうになる予定なのか伺います。

そのスタッフの体制についての財政的措置があるのかないのか。この4月に東和病院は、114床が99床になったばかりで、聞くところによると、入院患者も減っているのです。それは、こうした増床がされてもあまり影響はないというふうにも聞いているんですけども、そうはいっても、一般の病床のスタッフをコロナ患者のスタッフに回さなきゃいけないということになって、そうした一般患者に対しての医療、手当てがその分薄くなってしまわないかという心配があるわけですが、その辺はどういうふうにお考えなのか伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 砂田議員さんからの御質問ですけれども、最初に1点目についてですけれども、患者数、新型コロナウイルス感染に伴う患者数の動向についてですけれども、町内、町立病院においては……。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時51分休憩

.....

午後3時52分再開

○議長（荒川 政義君） 引き続き会議を開きます。

大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新型コロナウイルス感染に伴います町立病院の患者数の動向についてでございますけれども、対前年3月と今年の3月を比較しますと、東和病院の外来ですけれども1日平均約30名の減少です。

橘病院はちょっと再編等に絡む影響がありますので、一概に言えないところがあります。

また、大島病院については1日平均で約35名の減少になっております。

新型ウイルスの影響と言われますと正確にはつかみにくいところではございますが、少なからず影響があったものと考えておるところであります。

続いて、入院患者受入れについての病床のフロアについてでございますけれども、一応、東病棟の3階を考えておりまして、ワンフロアで対応することにしております。

新型コロナウイルス感染でございますので、個室管理することから、一応11室あります個室を利用して考えております。そのことに伴いまして感染エリアをきちっと区域制限するためにパーティション等で区域分けをして管理をしていきたいというふうに考えております。

あと、入院患者受入れに対して従事者のことでございますけれども、一応、看護師のほうではチーム編成を行いまして約9名から10名を考えておりますけれども、その中で高齢者、子供と同居していないとか、技術・観察能力が高く感染対策が確実にできる者等、職員と話し合いながら決めていきたいというふうに考えております。

また、看護師の負担軽減として勤務時間の調整等を行いたいと、例えば午前、午後に分けて感染対応に当たるとか、そういうふうに検討していきたいというふうに思っています。

また、町外から来られている職員もおりますので、その中には家族への不安等もありますので、その場合には職員宿舎等利用していただいて、そういう不安を取り除けるように対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大体、今の看護師の1カ月当たりの夜勤回数が今は上限を8回ということで決められています。8回以上するのはよくないということになってはいますけれども、この入院患者が減っていること、あるいは外来が減っていること、それから今回のコロナ対策でこうした対応で1つの今10人ぐらいのチームをつくって、それが別の動きをするということになると、残った看護師の勤務体制というのも崩れてくると思うんですが、そこは今、盛んにほかの公立病院では夜勤回数が10回になっているとか、そういう忙しくなっているというような実態が報道されたりしてはいますけれども、そうした実態はないのか。または、この受入れ、増床、県が求めてきた受入れをすることでそういう勤務体制の心配はないのかどうか。あるいはそれは何とかしていくということなのかどうか。その辺のお考えを伺います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの御質問でございますけれども、看護師の夜勤回数等につきましては、これは規定でいろいろ法令等で決められておりまして、1人、月平均72時間以内にしないといけないということになってはいます。月に大体4回程度ということになってはいます。東和病院の看護師では一応そこは守られている状況でございます。

また、コロナ感染患者の対応について、看護師の数が足りなくなる可能性がありますけれども、今、ちょっと患者数が少ない、入院患者数が少ないこともありまして十分現状では対応できる状

況でありますし、また、それが拡大して患者数が増加するようなことになりますと外来等の縮小等も含めて外来から入院への配置換え等、いろいろと検討するようになるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今、国なんかでも話題になっていますけれども、要するにウイルスに感染しているかどうかわからない人が移動しているからみんな不安になる、大島に入って来ちゃ困るなんていう世論ができるわけで、その感染しているかどうかをわかるようにするためにPCR検査というものがあるわけですが、このPCR検査が、今、保健所を通さなければ、保健所の指示がなければそれがなかなかできないと、それが詰まっているから自宅で療養している間に急に悪くなったりして急変して家で重症化して亡くなってしまうなんていう例も起きていますけれども、このPCR検査をするのは、今、県がそういうふうにやっていますけれども、これを町が独自にPCR検査をしていくというそういう動きが今あるのかないのか、そういうことができるのかできないのか。その辺も含めて石原さんもお医者さんなので、PCR検査そのものを増やすということについてどういうふうにお考えかも含めて、その辺の御見解を伺います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） PCRに関しては本当いろいろの議論があるところですが、現在、山口県は全て保健所を通してやって、ただその日のうちには無理ですが、あくる日の5時ごろまでは結果が出る状況ですので、まだ全部保健所を通してということで、県ともよく話しているんですが、そこは現状ではそういう状況です。

あとは、もし民間に任せるようになったときには、やはりそれなりに県のほうから指示があつて、現状の数ならばいけると思えます。ただ、あまりにも東和に患者さんが来るころにはかなり増えていますので、その時点になったら民間に頼むこともあり得るかと思えます。

ただ意外とテクニックが難しく、できる臨床検査師さんが少ないので、全国的にもいろいろ言っていますけども、山口県でもそれほど数がいませんのでなかなか難しいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 仮に、東和病院で患者を受け入れになったときに、その病院の利用者の方とか職員の方に対する人権面の配慮というんですか、風評被害とかそういったことへの対策はどのように考えておられるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 御指摘のようにその辺が非常に難しく、病院を選ぶときも、先ほども言いましたように大島病院では透析患者を今、月・水・金は2クール、火・木・土は1クールというふうにして、30何人の透析患者がいますし、そうしますとそこで受け入れるというのは非常に難しいということから始まっているのでというふうなことも考えておりますし、

橋もやはりスタッフが少ないということで院内感染というのが、もう御存じのように一番恐れていますので、それが起こらないように力を尽くしたいと思っています。ですから、東和も外来をものすごく縮小する、最悪の場合は東棟だけでなくして西棟に患者さんを全部移して60人弱ぐらいに抑えるというふうになるかと思います。

ドクターも今、呼吸器専門の先生がおられますので、その先生の指示に従うし、あすも大学からちょっと呼吸器専門の先生に来てもらって状況等見て院内感染だけは起こさない、院内感染を起こさないということは外から来られる患者さんにも、もちろん起こさないということが最大の、もう前から言っていますように、やはり一番の問題は院内感染ということは肝に銘じていますので、それでみんな努力しております。

薬に関しましてもアビガン等がいろいろ問題になっていますが、これは病院とか、うちの場合は事業局内で倫理委員会を開いて使ってもいいですよということの許可が必要だったのでその倫理委員会も開きましたので、もし患者さんが出た場合にはすぐ厚労省に報告してアビガンが入るようにして、治療のほうにもできるように努力しております。

先ほどから言いますように、町長さんも言いましたように、柳井、大島地区で起こらないことを祈っているだけです。

ですから、昨日も徳山中央病院でちょっと起こったので、本当気が気ではなかったんですが、院内感染までいっていないようなんで少し安心していますが、いつどういことが起こるかわかりませんので、非常にそこは気をつけているところです。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは具体的に言えば、例えば東和病院へコロナの患者でなくて一般の患者さんがいらっしゃるとか、患者さん以外も利用者の方がいらっしゃる、そういう方とかそこへ勤めておられる職員の方、お医者さんも含めて職員の方が東和病院にずっといるわけじゃないんで外に出ると、そういったときに、あの人は東和病院、コロナを受け入れている病院の人なんだといったことで、人権的な被害とか風評が起きるんじゃないかという、それに対してどういう対策を考えられておられますかということをお聞きしたんですが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） そのこのところも非常に一番最初から気をつけているところで、ですから山口県で14病院が外国から帰ってきた人とか濃厚接触者を受け入れる病院を発表しなかったのもそういうことがあって、東和病院がなったとしても発表はしないでくださいということで、そのうち40床から302床になるときに、やはりそれは町立病院の責任もあるので受けざるを得ないけれども、そこがどこの病院が受けるのかというのは発表しないでということに

なっていたんですけれども、それはもう発表したという状況になっております。

ただ、現状はどこかの病院に入院しているというのはわからないようになっていきます。ですから、多分、東和病院に入ったときも雰囲気ではわかるかもしれませんが、少なくともそこは極力お願いしたいと思っていますところですよ。

ですから、県もここで今までも大島地区で何人PCRをしたとか、そういうのは発表しないでくださいというのもあって、人権には非常に気をつけていますけれども、田中議員さん言われるように見えない敵ですから、誰が持つておるかもわからない状況です。確かに非常に恐ろしい病気です。私自身はエイズのとて、ちょうど大学にいましたので、エイズのとてウイルスが見えないで、ウイルスですから見えません、もちろん、今、ドラマ仁でやっていますけれども梅毒のスピロヘータすら見えませんから、見えない感染症はいっぱいあって本当に、14世紀にはペストでヨーロッパのほうはものすごく、人口の3分の1以上が亡くなっていますし、19世紀、1918年もスペイン風邪で亡くなっていますので、本当に見えない敵というのは非常に恐ろしいんですが、おっしゃるとおり見えないので、ですから非常に気をつけながらも、しかし避けては通れないということですので、その辺は皆さんもいろいろ考えていただいて、感染者、かかった人はその人が悪いことをしているわけではなしにかかっているんで、その人を差別するようなことがないようにというのは、これはマスコミで常に言われていることですので、そのところはぜひよろしくお願ひするというしかないんですが。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 幾ら公表しなくても人の口というのは、口コミ情報というのは瞬間に広まって、かなり信ぴょう性の高い情報が広まりますので、それとコロナ患者ということではなくて、東和病院全体の利用者の方に対してどういふ、あそこはコロナの患者を受け入れているんだからということ、いわれのない被害を受けないようにどういふ体制をとるんですかと、対策を考ていますかという趣旨なんで、例えば最低でもそういう方の、仮に被害があつたら相談窓口を設けるとか、そういったことがあるんじゃないかなと思つてお聞きしたんですが、もし何か考えられていることがあれば、ぜひそういう配慮をお願ひしたいということと、現時点でそういう対策を考えられておつたらそこら辺を御答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） なかなか難しいところで、何か良い逆にアイデアがあると、そんな感情で、東和病院がそういう患者を受け入れることに対する、逆にこっちが何かいいアイデアがないかなと思つているぐらいで、できるだけみてくださいというぐらいしかありません。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ちょっと素朴な疑問を2つほどお聞きします。

議案説明資料の中のゾーニングの絵がありますよね。オペの患者・重症・一般患者用として使用しているところと、コロナの、いわゆる隔離病棟というのが非常に近いんですけども、このパーティションがどういうものが来るのか。私、この現地に行って見たりとか、このことについてもっと長けていたらいいんですけども、例えばその下に吹き抜けがありますよね。そっち側にパーティションが要らないのかとか、空気中に行くとかならないのかなというのをちょっとお聞きしたくて、この専用エレベーターのすぐ右上に清潔な個人の防護具が設置されるということで、ここ自体が例えばこの右側のナースステーションからPPE設置場所から動線になるのであれば、パーティションを開けてそこに入って行くのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新田議員さんの御質問についてでございますけれども、まずパーティションですけれども、一応エレベーターのすぐそばにはスライドドアを設置する予定にしておりまして、それをちょっと丈夫にするために幾つかのパーティションを組み合わせて区域制限をしたいというふうに考えているところです。

東和病院でいろいろと協議してもらったんですけども、また明日、先ほど石原管理者のほうからお話がありましたけど、専門の感染の先生が来られますので、そことも相談したり、またちょっと無料で業者から相談できる場所がありまして、そこともいろいろゾーニングについて、いろいろと相談してるところではあるんですけども、一案では東和病院がその状況が一番職員の動きとかそういったことで、ちょっとこういう案でということを示していただいているところではあります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。マスコミとかがよく重症患者が感染した場合には非常に死のリスクが高いだとか言われる中で、こう近いちゅうのは大丈夫なんかという心配があるわけなんです。

私はプロじゃないのでどこまでどうやったらベストかちゅうのは、先生方がしっかりやっていただければいいんですけども、ここに、ナースステーションからお答えいただいているんですけど、動線がいわゆるスライドドアのところにあるのであれば、結局そこが開いて空気中でどうのこうのというのがそこが大丈夫なんか、そのあたりをちょっとしっかりとお答えいただきたいなど。この吹き抜けのところも大丈夫なんか。そのあたりはいかがですか、もう一度。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） いろいろとさまざまな心配がございます、確かに。そこらもいろいろ含めて検討していきたいと思っておりますけど、吹き抜けと、新型コロナウイルス感染者



については一応個室管理ということにしておりますので、まずそこで飛沫感染、接触感染等を防ぐことが可能でありますので、そこからちょっと廊下のところの区域になろうかとは思いますが、そこもいったん医療従事者のステーションを置くことによって空けると、ちょっといろいろと明日来られる先生にも相談の上、こういう形でいいのか、いろいろと検討を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） このたびの一般会計の補正予算の中でこの病院事業に関する予算措置というのは大変、ほかのものに関しては予防、そして予防について影響があった事業主の方を措置をしていくということである中で、唯一、新型コロナウイルス感染症が発生してしまった場合という発生した場合への予算措置を講じるということでもありますので、大変重要なものであると認識をしております。

私も今、人の動きがないと周防大島町の経済活動も成り立たないわけで、たくさん町外の方が入って来られてお仕事をされておられる。そのような中で今、ぎりぎりコロナウイルス発生しておりませんが、私はいつ発生してもおかしくないという危機感を持つべきだと思う中の一人であります。

そのような中でこの東和病院でコロナウイルス感染症の患者さんを受け入れをすることが可能となるということは、町民の皆様にとりまして非常に安心感を持つ、そして町内の医療機関で何かがあったときには見てもらえる、その安心感というものは大変大きいものがあると思います。

もし、コロナウイルス感染症にかかってしまった場合、これを想定すると民間のかかりつけ医の先生、また保健所を経由をして東和病院のほうにということになると思います。

そのような中で先ほど大元部長からもお話がありましたけれども、実際その受け入れをされるにあたって、院内の規定、例えばこういうふうに配置をする、こういうふうに人員を割くというような規定というかマニュアル、そういったものは、この新聞にコロナウイルスが県内で320病床を確保されたというように新聞発表があったのが4月22日でありますので、その間、どのような規定を中でつくられておられるのか。どのような取り決めをされる中で、どのように実際患者さんが発生したときは、受け入れをする体制がえられるのかということをお教えください、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 今、先ほどから言っていますように、まず看護師さんの体制をどうするか。一番関係するとか見るのは看護師さんで、先ほども大元部長が言いましたが9人から10人体制でそれ専用にあたって、そして先ほどから出ていますが、重症患者の横に一部屋ほど個室があります。その個室をコロナの感染者に対応する看護師さんの部屋として、そこ

で一日中滞在をしておいて、そしてその隣が1号の人が出たときはその隣の部屋に個室に行って、個室の前室とあとの部屋がありますが、前室で、そこで着がえて患者さんの処置をしているいろいろな対応をして、そして出るときにちゃんと着替えて出て、そして自分の部屋におるということが、まず1人目が入ったときはそう、2人目が入るときにはその隣を使う、そしてずっとということによって個室で一番端までは使えるようにして、それ以上増えたときにはこっちのちょっと4人部屋のほうに行く可能性があるが、8人ぐらいまでで大体収まるのではないかと考えております。

だから、その間にもう周りには行かない。少なくとも先ほどから質問がありますが、2メートル以上飛沫で飛ぶことはないとされていますので、その点は空気感染は大丈夫だと考えております。

確かに、新田議員さんが言うように重症患者、こっち4つあるんで、その時点になったらほとんど多分手術はしないと思いますので、そちらはあまり使わないようになるかと思えます。

というような状況で、一応そういう感じで準備はしています。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。

やはり、病院の中で東和病院のほうでコロナウイルスの患者さんを受け入れるにあたって、このような措置を講じていますということを外部に発信をしていただければ、町民の皆様も東和病院はこういうふうに取り組んでいるんだなということで安心感を持たれると思います。

そして一番、やはり同僚議員からも先ほどありましたけれども、プライバシーですとか人権のこと、これが一番大事であるかと思えますので、そのようなことにももしっかり取り組んでおるということを外部に発信をしていただいて町民の皆さんに安心をしていただくということが病院の信頼をさらに深めることになると思いますので、ぜひともお願いをしたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませぬか。久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 疑問点があるのは体制づくりの件ですけれども、看護師さんはチーム編成をするということでもあります。

ただ報道によると人工呼吸器の技術者、これが日本全国でも非常に不足しておるということですから、その辺、感染症の専門のドクターも多分今はいらっしゃらないと思いますので、その辺の体制づくりをどのようにされるのか、明確にお答えいただきたいと思えますし、まだ体制づくりができていないのであれば、今後どのようにされるかという御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） そののところはドクターのほう非常になんで最初に悩んだんですが、今、幸いなことに東和病院には呼吸器で感染のほうは専門にされている先生がおって、

彼がかなり相談に乗ってやりましょうということで、そのかわりPPEというか個人防護服なんかは全てちゃんと準備してほしいということで、その辺の条件は県にも伝えていろいろするところです。

人工呼吸器といってもECMOみたいなのは体外循環なんかはできませんので、普通の呼吸器で、普通の病気で酸素が足らなくなったとき、最後のときには要るのもあって、大島病院にも2つあって、使えるのは1つ、それで橋も1つあるんですが、これも普通の患者さんというのは悪いんですが、コロナでない患者さんのために使うように今、東和病院にも人工呼吸器が1つあるんですが、それはさっき言いましたコロナ以外の人に、コロナ対策として4つほどということで、2つはリース、2つは購入という形で、これはリースや購入したものは後でまたコロナの患者さん以外でも使えますのでということで準備をしておるところです。

ですから、その辺はもしもうちがどうしても、それこそドクターが難しくなったら、県のほうに援助してほしいというのは頼んではいます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 3点お伺いします。

東和病院にそういう病床を設けるということで、先ほどの説明では全部で11、数は言えないんですか。たしか11と聞こえたんですが。（発言する者あり）（「個人的なやりとりは、ちゃんと質疑をしてください」と呼ぶ者あり）

その正確な数がもしよかったらということで質疑したんですが。

もう一つは、マスクの話がありましたけど、マスクの今の充足状況、各病院とか各施設、介護施設、保育園というようなところでどの程度のマスクが今充足されてあるのか、その実態を把握しておられたら御報告いただきたいと思います。

それとそのマスクについて、ボランティアの方が随分いろいろとみんなつくって、みんなに支給しているんですね。そういう状況があって、それもどの程度把握されておるのかということと、できればこれはボランティアだから余計なお世話というかもわかりませんが、材料費ぐらい何か支給できたらいいんじゃないかというふうに思います。

それと3点目は、病院事業改革特別委員会でもいろいろと議論をされましたけれども、病院と民間の病院とそして介護施設の連携をしっかりと図って、こういうことが起こったらちゃんと対応していこうというような話があったように思います。協議会も設けようというような話もあったと思いますが、その辺の連携というのがこういう場合はどういうふうにとられておるのか。ぜひやっぱり感染者が出たら困りますけど、やっぱりそういう備えあれば憂いなしという、その備えをどのようにやるのかというようなこともちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新山議員さんの御質問でございますけれども、最初に11という数字がありましたけれども、11という数字は東和病院の東棟にある個室の数でございまして、入院患者受け入れについて11床受け入れるとかそういうことではございません。

山口県では、各医療機関の病床について公表しておりませんし、県内の感染が拡大し40床ある感染症病床を超えて入院治療が必要となった場合においては県が患者受け入れを調整し要請されることになっておりますので、東部地域では重症病床37床、中等から軽症病床37床と、徳山中央病院を除く岩国医療センター、周東総合病院、東和病院においてどちらの病床も担うことになっておりますけれども、他の医療機関との兼ね合いもありますし、地域住民の皆様の誤解を招くことになることもありますので、何床ということは明確に申し上げられませんので御理解をいただきたいというふうに思います。

県との調整の上、できる限り対応していきたいというふうに思います。

また、マスクについてでございますけど、マスクをはじめ个人防护具ということになるかと思っておりますけど、个人防护具にはサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウン、手袋等が必要になってきます。現状では防護具を確保することは大変困難な状況にあります。東和病院においては在庫はありますので対応することはできますけれども、長期的になりますとそれは不足し確保が困難になってくると思っております。いろいろと入院患者の受け入れ医療機関については国からの優先的に確保するということになっておりますけれども、病院事業局としても个人防护具の確保についていろいろな業者にあたって確保に努めているところでございます。

参考までに、東和病院ではサージカルマスクが約1万枚、N95マスクが2,500枚、ゴーグル、フェイスシールドで約700枚、手袋が10万枚、ガウン等が1,900枚ぐらい確保がありますので、それが不足するまでは対応できるというふうに思っております。その後は、随時またいろんなさまざまな手を打って確保に努めていききたいというふうに思っております。

また、他のいろんな介護事業施設との協議会についてでございますけれども、コロナ感染等によって一度も協議会が開かれておりませんけれども、そこらも連携できるように協議会等を開催しまして、いろいろとコロナ対策等検討できるように考えていききたいというふうには思いますけれども、時期的なこと等もありますのでいろいろと検討していききたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） ちょっと答弁漏れがややありますけど、細かなことですけどボランティアでいろいろやっている人があって、やっぱりそういう人にちょっと目配りをするというのも大事なのではなかろうかなと、こういうふうに思います。

結構、いろんな方が個人でもやっておられる方があります。そういうことをぜひ御検討いただ

きたいと思いますが。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 民間の方や個人の方がつくられているマスク等の材料費をということでございますが、ちょっと議案が違いますが先ほど一般会計のほうでマスク等々の購入費を上げさせていただいております。その中の議論の中で新山議員さんがおっしゃられました民間の方、また民生委員さんを中心としたボランティアの方がつくられたマスクの材料費程度は町のほうから支給をしていきたいということは含んでおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 先ほど大元部長の御答弁の中で、一日の平均外来患者数が東和でマイナス30人、大島でマイナス35人ということで大幅な収入減になるかと思うんですけども、再編計画がはじまったばかりでこれは大きなことだと思うんですけども、これをコロナのせいにしておくのか、それともコロナはコロナとして対策をして、また収入増に対しては対策を行うのか、それとも再編計画は一時ストップという考えなのか、その辺の企業局としてのお考えをお示しくください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの御質問でございますけれども、これが4月の、今の30人減少とかいうのは3月の数字でございます。4月はまだちょっと集計しておりませんので明確にはわからないところでございます。ただ、これはコロナの影響なのか、4月以降再編計画に影響するものなのかというのは、実際に4月の状況を見て考えていかなければいけないことだと思っておりますし、いずれにしましてもまずコロナが収まることが一番だと思いますし、やっぱり町民の生命と健康は大切でございます。また、そうは言っても病院事業局の経営というのは大事ですので、それを全部ひっくるめて事業収支については考えていきたいと思っておりますけれども、やっぱりコロナの影響があった分についてはそこらはちょっと考慮していただけたらというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございました。

ある市では、患者さんというか高齢者の方が外に出るのが怖いので往診に来てくれというふうな依頼が増えたということでございます。町立病院もこのコロナ期間中だけでも往診に取り組んでみるのも一つの収入増に繋がる策じゃないかと思っております。これは要望でございますので御答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。議案第2号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議案第2号について、賛成の立場で討論いたします。

まずは、当初5月14日の予定でありましたこの臨時会を8日も前倒しをし、コロナ禍に苦しむ町民のため、休日返上で補正予算の取りまとめや外部団体との調整等に奔走いただきました執行部の皆様に感謝と敬意を表します。

子育て応援給付金——対象児童1人につき2万円の給付、魚価急減対策支援事業——漁協正組合員1人につき5万円の給付、商工業経営支援給付事業——経営が著しく困難になった業者への5万円の寄附と、緊急事態宣言下、このような支援策が早急に講じられることについて高く評価をいたします。

しかし、私が1点だけ不満がありますのは、医療・介護・保育等従事者応援給付金について、これは必要な給付金であると考えますが、現在、幸いなことに町内ではコロナウイルス感染者が発生しておらず、さらに外来患者が減少し、大幅な収入減が予測される町立病院の現状の中で、最優先でこの給付が行われる必要があるのか1つ疑問を抱いております。

今、急がれるのは商工業経営者支援給付金のさらなる上積み、またそこで働く従業員の皆さんへの支援給付金、営業自粛を続ける飲食店経営者、感染リスクを背負い店頭立つ販売従事者、学びの場を奪われ給付対象から外された高校生、さらには一昨年の大島大橋貨物船衝突事故による断水の際にも文句の1つも言わずひたすら耐え、現在、買い物や散歩さえも自粛し、文句も言わず耐え続けている高齢者の給付金であると思っております。

また、町立病院の職員であるとは言え、町外居住者へ基金から給付が最優先として行われることについてもコロナ禍に苦しむ町民から理解が得られるのか懸念をしております。

6月議会に大いに期待をし、コロナ禍に苦しむ町民の皆様に寄り添った支援策がさらに大きく講じられることを節に願い、私の賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の、専決処分の承認を求めることについてから、日程第10、議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてまでの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

お諮りをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。本日の会議時間を延長することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

続きまして、補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号から議案第7号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第4号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）等が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、法律改正にあわせて

改めるものであります。

2点目といたしましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の納税義務者について、また、現所有者の申告制度について、法規定の新設にあわせて新設するものであります。

3点目といたしましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例について、適用期限を延長するものであります。

その他、法律、政令改正等に合せた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、御説明をさせていただきます。

10ページ、第1条による改正、上段、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書から10ページ中段、第36条の3の3、公的年金等受給者の扶養親族申告書についてであります。これは、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者に該当する場合に、その旨の記載を不要とするものでございます。

11ページ上段、条例第48条、法人の町民税の申告納付は、法律改正に伴う項ズレに対応するものでございます。

11ページ中段、条例第54条、固定資産税の納税義務者等についてでございますが、第2項においては、法改正による字句の整理をし、第4項においては、法律改正にあわせて字句の整理及び災害等により所有者不明の場合に、その使用者を所有者として登録課税ができるのですが、その際にはあらかじめ当該使用者に通知しなければならないという規定を追加しております。

また、11ページ下段、第5項についてですが、調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を法規定の新設にあわせて新設するものでございます。これは、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から措置するものでございます。

次に、11ページ最下段の第6項から13ページ上段、第8項までは、法律改正にあわせて項ズレや字句の整理をするものでございます。

13ページ中段、条例第61条、固定資産税の課税標準については、法律改正にあわせて項ズレの整理をするものでございます。

13ページ下段、条例第74条の3、現所有者の申告は、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させる規定を法律規定の新設にあわせて新設するものでございます。これも所有者不明



土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から措置するものでございます。

14ページ上段、条例第75条、固定資産に係る不申告に関する過料は、法律改正にあわせて前条の現所有者の申告規定を追加するものでございます。

14ページ中段、条例第96条、たばこ税の課税免除は、法律改正にあわせて改正するものであります。

14ページ中段、第98条、たばこ税の申告納付の手續及び14ページ最下段、第131条、特別土地保有税の納税義務者等は、条例の項ズレによる改正でございます。

15ページ中段、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例及び15ページ中段、附則第7条3の2につきましては、平成から令和に元号が変わったことに対する対応——元号対応を行っております。

15ページ最下段、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、法律改正にあわせ課税の特例の適用期限を平成33年度（令和3年度）から令和6年度まで3年間延長するものでございます。

16ページ最上段、附則第10条、読替規定及び16ページ上段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法律改正にあわせて項ズレや字句の整理をするものでございます。

17ページ上段、第11条、土地に対して平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から19ページ中段、附則第15条までにつきましては、法律改正にあわせて平成から令和に元号が変わったことに対する対応を行っております。

19ページ最下段、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、法律改正にあわせて課税の特例の適用期限を平成32年度（令和2年度）から令和5年度まで3年間延長するものでございます。

20ページ下段、第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等及び20ページ最下段、第23条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、平成から令和に元号が変わったことに対する対応を行っております。

21ページ、第2条による改正につきましては、すべて平成から令和に元号が変わったことに対する対応を行っております。

22ページ、第3条による改正につきましては、法律改正にあわせて単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の措置を行うものでございます。

23ページ、附則第4条による改正から25ページ、附則第7条による改正までにつきましては、すべて平成から令和に元号が変わったことに対する対応を行っております。

次に、議案第5号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関連し、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）等が令和2年4月30日に公布され、令和2年4月30日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、固定資産税の課税標準の特例について、法律改正にあわせて追加で規定するものであります。

2点目といたしましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、法律改正にあわせて改正するものであります。

3点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、法律改正にあわせて追加で規定するものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

31ページ上段、附則第10条、読替規定についてでございますが、法律改正にあわせて改正するものでございます。

31ページ中段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございますが、法律改正にあわせて改正するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に先端設備等に該当する事業用家屋や構築物への設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、地方税法附則第62条に、固定資産税の課税標準の特例が追加されたことにより、町条例を改正するものでございます。

31ページ中段、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてですが、法律改正にあわせて特定期間を6カ月延長する改正をするものでございます。

この特定期間の改正により、附則第15条の2のみならず、附則第15条の6第3項にも反映され、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期間を令和2年9月30日までに取得した軽自動車から令和3年3月31日までに取得した軽自動車を対象とすることができるようになります。

32ページ上段、附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてでございますが、法律の規定において、条例に委任している事項の細目について新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の手続において準用する規定を、法律改正にあわせて定めるものでございます。

続いて、議案第6号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

この度の改正点であります。地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税について規定のある地方公共団体に対する減収補填措置の適用期限の延長であります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

35ページ上段、第2条、不均一課税についてであります。本措置を令和4年3月31日まで、現行は平成32年3月31日までとなっておりますが、これを2年間延長するための改正であります。

最後に、議案第7号、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）等が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目といたしまして、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準についてそれぞれ引き上げを行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

38ページ上段、第2条、課税額についてであります。第2項の国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）にかかる課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、第4項の介護納付金課税額にかかる課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

次に、38ページ中段、第23条、国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を、現行の28万円から28万5千円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、39ページ中段、第25条、国民健康保険税の減免ですが、減免申請の提出期限を原則納期限までとしつつ、特別の事由がある場合には、町長が別に定める日を提出期限とすることができるように改めたものでございます。

以上が、議案第4号から議案第7号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第5号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この法定軽減の枠を広げるという点では税の軽減になりますが、課税限度額を引き上げるということもいつも毎年セットで出てきます。特に、ことしはこのコロナ禍で影響を受けた事業主さんのところも医療分と介護分、両方で言えば3万円の増税になるということで、これは昨年は限度額以上の世帯が25世帯あったというふうに伺いました。この25世帯、数は多くありませんが最高で3万円の増額になって国保税を全部合わせると最高額は99万円になると、三桁台にあと一步というところまで国保税が最高額は上がってしまいます。

この新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援というのが厚労省から県の福祉部を経由して出されました。これによるいろんな税の軽減はそれぞれの自治体でやってええよということが出されています。この国保税の限度額が3万円増税になることについて、この中に仮にこのコロナで大きな影響を受けている事業主など、そういった方々には軽減をするというような条例が今はないわけですが、こういうものはつukらないのかどうか伺います。

今朝ほどからあるように5万円を町からもらっても、そのうちの3万円は国保税で消えてしまうということになりますので、こういう方々には、そういう国の制度、その軽減をしたものについては国がある意味ではもちますよというものもありますので財政的に、そういったものは予定されていないのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 晴彦君） 砂田議員さんの御質問なのですが、国のほうから町のほうにもコロナウイルスに関連して国民健康保険税の減免という文書は来ております。それで、町長のほうの判断で特例的にこういう大規模な災害、災害というのもあるんかもわからないですけど、大規模な災害とかそういうようなことがあって、町長が必要と認めれば減免できるよという規定は町の現行の条例の中でございます。それに基づいて、あとは国の示した基準とあわせて町のほうでは対応していくという形になるかと思えます。

また、これは近隣のというか全国的にだと思えるんですが、同じような対応をしていくようになると思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、今度は町長に伺いますが、今回この増税になる方々に対する手当と申しますか、増税にならないようにする、あるいは一定の軽減をするということはあるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の条例改正でございますが、限度額の引き上げということにはなっておりますが、当然ながらこの限度額までいくというのは所得の相当高い方というふうに捉えられるわけです。そして、さらに言えば本来の計算で言えば、今までは61万円、そして16万円だったわけですが、今回からは61万円が63万円になり、16万円が17万円になるわけですが、例えばこの限度額があるということは所得が幾ら高くても63万円で抑えられるということでもありますので、非常に税の国民健康保険税から言えば所得のすごく高い人が例えばおられたとしたら、非常に有利な限度額になっておるといふふうに思うわけです。それは国民健康保険医療に使うわけですから、当然ながら所得税や住民税のように際限なくなるっちゃうことは当然なくともいいと思うんですが、しかしながら、今、砂田議員さんのおっしゃられることというのは実は所得がある程度高い方のところを支援するというふうに私は聞こえるんですが、それよりも当然ながらそれは毎年のごとく少しずつ上がってきて所得の高い人にもできるだけ少しずつ限度額を上げてたくさん納めていただくという制度になりつつあると思うんですが、それよりもむしろ今回のコロナの軽減でございますが、コロナ対策の軽減については、ぜひともどういう形での軽減がきちんとできるのかということについてはきちんと精査をしていきたいと思っておりますが、今、私たちも文書を受け取ったばかりで、なかなかまだ具体性を持って条例改正するとか、または適用範囲をどうするのかというところまでは精査できておりませんので、これから十分内部で検討していきたいと思っております。

砂田議員さんの限度額のことは毎年御質疑があるわけで、まさにそうだと思うんですが、今回は例年の限度額の改定と若干趣が違ふということもあると思います。それに対して、コロナの事業で実はその計算方法とすれば、前年度の所得なので前年度の所得から落ち込んでいるというのは今回これは反映されておられませんので、ぜひともそのことはコロナで非常に被害を受けているということになれば、そのコロナの軽減対策ということをきちんと充実していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 確かに私たちも応益割が基本であるというふうには思います。だけど、この国保税、国民年金も似たようなところがありますが、国保税の場合は私たちが言っている金持ちというのは例の日産のゴーン社長の様に年間で10億円も報酬があるような、ああいう方々を大金持ちと言っているわけで、町内のいろんな事業をしている方々のこの限度額に達するような所得ということは私はそういうふうには捉えていません。そこは、これは条例を新たにつくらなくてもできるということなので、今回は私が先ほどから言っているのはコロナでそういう所得が減った人にもこれが及ぶというところで、今どういうふうを受けとめればいいのか私もちよっと今の答弁は理解しかねますが、検討していくということなのか、あるいは考えるということなのか、やるということなのか、もう少しはっきり限度額を超える世帯で、しかもコロナによって所得が著しく減ったというような方々に対してどのような減税を考えるのか、考えないのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 晴彦君） 砂田議員さんの御質問なんですが、国民健康保険税の条例の中に国民健康保険税の減免というのが第25条にございます。これの第1項の第4号の中で特別な事情があるものについてというのがございます。これを恐らく全国的にそういうのを使って、コロナに関しては救済していくものだと思っております。

あと、国保の減免、議員さんも御存じかもしれないんですが、国のほうから来ている資料からいうと前年の合計所得の所得制限の1,000万円以下であるときというのがございます。それより超えた方については減免はないということがございます。これは前年より30%ぐらい、この新型コロナの関係で減収になった場合というのもうたってございますので、その辺の取り扱いというのも慎重にしていけないといけないというのがあります。

ただ、あともう一つ、今回の新型コロナの対応については減免だけでなく徴収猶予というものもございますので、徴収猶予は対前年で20%程度、これは約20%ということなのできっちり20%ということではないんだと思うんですが、その辺のところ減収になった事業者の方をお救いできるのかどうかわかりませんが、できるだけお救いできるように税務課としても御相談

に乗りたいと今考えております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 以上で、議案第4号から議案第7号までの質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて議了致しました。

これにて令和2年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時18分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 藤本 浄孝

署名議員 新田 健介

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員